

資格取得補助金制度のお知らせ



能代市就業資格取得支援事業補助金

能代市では、求職者の就業機会の拡大と、技能労働者の技術向上を図るため、就職及び仕事に役立つ資格を取得する際の経費の一部を補助します。

資格取得
にかかる
費用の

50%を補助します。
※1人最大10万円限度

補助金の対象者

- ◆求職者（公共職業安定所に求職登録をしている方）
- ◆技能労働者
(能代市内において、日本標準産業分類に掲げる建設業
及び製造業のうち畠製造業に従事している方)

上記の方のうち、次の要件をすべて満たす方。

- ・本市に住所を有する満60歳未満の方
- ・資格取得に要する経費を支払っている方
- ・市税を完納している方
- ・その他市の補助金の交付を受けていない方



対象となる経費

資格取得に必要な研修等の受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録に係る費用
※参考書の購入や旅費等は除きます。

補助金の限度額

- ◆補助率：補助対象経費の2分の1以内
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は全額
- ◆上限額：1人最大10万円、同一年度1回限り

補助金の手続き

申請から交付までの流れ

（補助金の申請は対象となる経費を最後に支払った日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から6ヶ月以内）



提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②資格取得に要した経費を明らかにする書類（領収書など）
- ③資格を取得したことが証明できる書類（資格証、受講修了証等の写し）
- ④市税に滞納がないことの証明書
- ⑤求職者はハローワークカード
- ⑥身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は当該手帳の写し
- ⑦その他市が必要と認める書類

対象となる資格については、裏面をご覧ください。

お問い合わせ
ご相談は

能代市環境産業部 商工労働課 商工労働係
TEL 0185-89-2186 FAX 0185-89-1775 E-mail syokou@city.noshiro.lg.jp

補助対象となる資格等の一覧

あ行	計量士	浄化槽設備士	土壤汚染調査技術管理者
足場の組立て等作業主任者	牽引二種免許	昇降機検査資格者	土地家屋調査士
移動式クレーン運転士	牽引免許	情報処理技術者	土地区画整理士
衛生管理者	建築機械施工技士	消防設備士	土木施工管理技士
液化石油ガス設備士	建築基準適合判定資格者	消防設備点検資格者	な行
エックス線作業主任者	建築士	食鳥処理衛生管理者	鉛作業主任者
エネルギー管理士	建築設備士	食品衛生管理者	認定電気工事従事者
大型自動車第二種免許	建築施工管理技士	ショベルローダー等運転技能講習	は行
大型自動車免許	建築設備検査資格者	ずい道等の掘削等作業主任者	はい作業主任者
大型特殊第二種免許	建築物環境衛生管理技術者	ずい道等の覆工作業主任者	排水管清掃作業監督者
大型特殊免許	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	製菓衛生師	発破技士
か行	高圧ガス製造保安責任者	精神保健福祉士	フォークリフト運転技能講習
海技士	高圧ガス販売主任者	清掃作業監督者	不整地運搬車運転技能講習
介護福祉士	高圧室内作業主任者	税理士	普通自動車第二種免許
海事代理士	公害防止管理者等	石綿作業主任者	第一種圧力容器取扱作業主任者
貸金業務取扱主任者	鋼橋架設等作業主任者	潜水士	不動産鑑定士
ガス主任技術者	工事担任者	船内荷役作業主任者	プレス機械作業主任者
ガス消費機器設置工事監督者	高所作業車運転技能講習	船舶に乗り組む衛生管理者	弁理士
ガス溶接技能	公認会計士	船舶料理士	保育士
ガス溶接作業主任者	小型移動式クレーン運転技能講習	専門調理師	ボイラー・タービン主任技術者
型わく支保工の組立て等作業主任者	コンクリート橋架設等作業主任者	造園施工管理技士	ボイラーチ士
火薬類製造保安責任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	測量士	ボイラーコンサルタント
火薬類取扱保安責任者	コンクリート破碎器作業主任者	測量士補	ボイラーワーク技能講習
管工事施工管理技士	さ行	た行	ボイラーワーク技能講習
乾燥設備作業主任者	採石業務管理者	宅地建物取引主任者	防火管理者
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	採石のための掘削作業主任者	ダクト清掃作業監督者	防除作業監督者
管理栄養士	作業環境測定士	玉掛け技能講習	ま行
管理業務主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	ダム水路主任技術者	マンション管理士
機械警備業務管理者	酸素欠乏危険作業主任者	中型自動車第二種免許	無線従事者(海上)
危険物取扱者	自動車運送業運行管理者	中型自動車免許	無線従事者(航空)
技術士	自動車検査員	中小企業診断士	無線従事者(総合)
技術士補	自動車整備士	調理師	無線従事者(陸上)
技能検定員	司法書士	貯水槽清掃作業監督者	木材加工用機械作業主任者
技能士(技能検定の一覧は下記参照)	社会福祉士	通関士	木造建築物の組立て等作業主任者
キャリアコンサルタント	社会保険労務士	通訳案内士	や行
給水装置工事主任技術者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	電気工事士	有機溶剤作業主任者
教習指導員	砂利採取業務主任者	電気工事施工管理技士	床上操作式クレーン運転技能講習
行政書士	車両系建設機械運転技能講習	電気主任技術者	揚貨装置運転士
空気環境測定実施者	臭気測定業務従事者(臭気判定士)	電気通信主任技術者	ら行
空調給排水管理監督者	狩猟免許	統括管理者	旅行業務取扱管理者
クリーニング師	準中型自動車免許(※)	特殊建築物等調査資格者	林業架線作業主任者
クレーン・デリック運転士	浄化槽管理士	特種電気工事資格者	労働安全コンサルタント
警備員指導教育責任者	浄化槽技術管理者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	労働衛生コンサルタント
警備業務検定	浄化槽検査員	毒物劇物取扱者	

(※) 普通自動車免許と同時に取得した場合は、準中型自動車免許取得にかかる費用のみを補助対象とします。

技能検定一覧 (全127種)

あ行	強化プラスチック成形	酒造	電気機器組立て	婦人子供服製造
アルミニウム陽極酸化処理	金属材料試験	商品装飾展示	電気製図	舞台機構調整
印刷	金属熱処理	情報配線施工	電子回路接続	布はく縫製
印章彫刻	金属ばね製造	寝具製作	電子機器組立て	プラスチック成形
ウェブデザイン	金属プレス加工	紳士服製造	陶磁器製造	フラーー装飾
ウェルポイント施工	金属溶解	水産練り製品製造	時計修理	プリント配線板製造
エーエルシーパネル施工	金融窓口サービス	製版	塗装	ブロック建築
園芸装飾	空気圧装置組立て	製本	とび	粉末冶金
か行	建設機械整備	製麺	塗料調色	防水施工
カーテンウォール施工	建築大工	石材施工	な行	縫製機械整備
化学分析	建築板金	切削工具研削	内装仕上げ施工	放電加工
家具製作	光学機器製造	鉄道車両製造・整備	内燃機関組立て	ま行
菓子製造	工業包装	染色	ニット製品製造	みぞ製造
型枠施工	広告美術仕上げ	造園	熱絶縁施工	めつき
金型製作	工場板金	た行	農業機械整備	や行
ガラス施工	コンクリート圧送施工	ダイカスト	は行	油圧装置調整
ガラス用フィルム施工	さ行	タイル張り	配管	溶射
かわらふき	左官	畳製作	ハウスクリーニング	ら行
機械・プラント製図	さく井	建具製作	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	冷凍空気調和機器施工
機械加工	サッシ施工	鍛造	バルコニー施工	レストランサービス
機械検査	産業車両整備	築炉	パン製造	ロープ加工
機械保全	産業洗浄	知的財産管理	半導体製品製造	路面標示施工
機械木工	仕上げ	鋳造	帆布製品製造	わ行
木型製作	紙器・段ボール箱製造	厨房設備施工	ピアノ調律	枠組壁建築
貴金属装身具製作	自動ドア施工	調理	表装	和裁
義肢・装具製作	自動販売機調整	テクニカルイラストレーション	ビルクリーニング	
着付け	写真	鉄筋施工	ビル設備管理	
キャリア・コンサルティング	樹脂接着剤注入施工	鉄工	ファインシャル・プランニング	

能代市地元企業人材育成支援事業

地域社会を担う人材の職場定着やスキルアップを図るため
人材育成に取り組む事業者を支援します

どんな事業者が
対象になるの？

能代市内で次に掲げる事業を営み、市税等に
滞納がない事業者が対象です。



分類

内 容

工場

日本標準産業分類に掲げる「製造業」を営むために必要な施設

ソフトウェア事業所

日本標準産業分類に掲げる「情報通信業」のうち、ソフトウェア業を営むために必要な施設

卸売商業施設

日本標準産業分類に掲げる「卸売業、小売業」のうち、卸売業を営むために必要な施設

製造等関連
サービス事業所

日本標準産業分類に掲げる「運輸業、郵便業」のうち、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業

日本標準産業分類に掲げる「不動産業、物品賃貸業」のうち、産業用機械器具賃貸業

日本標準産業分類に掲げる「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、デザイン業、機械設計業及び非破壊検査業

日本標準産業分類に掲げる「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理及び産業用設備洗浄業

クリーンルームで使用する無塵衣・無菌衣の精密洗浄を行う事業

循環型社会形成推進基本法第2条第6項に規定する循環資源の再利用に資する事業（収集運搬業を除く）

産業用ガスを供給する事業

再生可能エネルギー発電関連施設及び設備のメンテナンスを行う事業

日本標準産業分類に掲げる「製造業」を営むものが先端的な技術等に係る研究の用に供する施設

再生可能エネルギー
発電事業所

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を有する施設

情報通信関連
サービス事業所

コールセンター事業、データセンター事業、ニュービジネス事業

建設業

日本標準産業分類に掲げる「建設業」

R3新設

老人福祉・介護事業

日本標準産業分類に掲げる「医療、福祉」のうち、老人福祉・介護事業

従業員は誰でも
対象になるの？

能代市内にある事業者に勤務する
従業員で、雇用保険の被保険者が
対象となります。

補助を受けるため
の要件は？

補助を受けるには、次の2点を満たす必要があります。
①対象となる経費の全額を事業者が負担していること。
②国や県、その他の機関、団体等から資格等の取得に
関する補助金等の交付を受けていないこと。

どのくらい補助
されるの？

補助率は、補助対象経費の2分の1(千円未満
切捨)で、1事業者につき20万円が上限です。

どんな書類を提出す
ればいいの？

提出書類は次のとおりです。

- ①補助金交付申請書
- ②資格等取得概要書
- ③市内で事業を営んでいること及び業種が分かる書類
(履歴全部事項証明書や確定申告書など)
- ④資格等を取得した従業員の雇用保険被保険者資格取
得等確認通知書の写し
- ⑤免許証や修了証等の資格を取得したことが分かる書類
- ⑥経費の領収書の写し
- ⑦市税等に滞納がないことの証明書
(税務課または地域局総務企画課で発行)

※①と②は能代市ホームページからダウンロードできます。

どんな経費が
対象になるの？

研修等の受講料(教材費を含む)、受験料、資格
の登録に係る費用が対象となります。
参考書の購入や旅費などは対象になりません。

どんな資格が
対象になるの？

国家資格及び国家試験のほか、
業務で必要な公的資格や民間資
格も対象となります。
詳しくはお問い合わせください。

書類はいつ提出
すればいいの？

対象となる経費を最後に払った日、または
資格等を取得した日のいずれか遅い日から
6ヶ月以内に提出してください。

申請から振込
までの流れは？

- 次のとおりです。
- ①経費支払・資格取得
 - ②補助金申請
 - ③審査
 - ④交付決定
 - ⑤請求書提出
 - ⑥補助金振込



お問い合わせ
申請書提出先

能代市 環境産業部 商工労働課 商工労働係

TEL 0185-89-2186 FAX 0185-89-1775 E-Mail syokou@city.noshiro.lg.jp